

事務連絡
令和3年2月10日

建設業関係団体の長様
関係測量・設計業団体の長様

京都府建設交通部指導検査課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域及び
期間の変更（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月12日付け事務連絡及び令和3年1月14日付け事務連絡）において、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底をお願いしていたところです。

令和3年2月2日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、期間が延長されたことを受け、引き続き、別紙の事務連絡に基づき、遺漏なきようご対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同ガイドラインについては下記ホームページに掲載しております。

（ <https://www.mlit.go.jp/common/001380470.pdf> ）

その他の「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」は下記ホームページに掲載しております。

（ <http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html> ）

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5227

事務連絡
令和3年2月8日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年1月13日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年2月2日に、令和3年2月8日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、緊急事態措置を実施すべき期間についても令和3年3月7日まで延長されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について」等の内容を踏まえ、適切にご対応を宜しくお願いします。

また、令和3年1月28日に、令和2年度第3次補正予算が成立したことを踏まえ、別添1、2のとおり、建設業者及び建設関連業者向けの支援策一覧並びに各支援策の概要をまとめ、建設業者団体及び建設関連業団体宛てに周知しておりますので、参考にお知らせいたします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添3のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。